



2024年5月21日

各位

会社名

TOMOEAWA株式会社巴川コーポレーション
コード番号 3878(URL <https://www.tomoegawa.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 井上 善雄

問合せ先 取締役専務執行役員

CFO 経営戦略本部長 山口 正明

(TEL 03-3516-3403)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月26日開催予定の第165回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

A種優先株式につきましては、その発行済株式の全部を取得、消却したことから、その内容を規定した「第2章の2 A種優先株式」及び種類株主総会について規定した第18条の2を全文削除するとともに、A種優先株式について規定された箇所（第6条及び第7条）につき必要な変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第5条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)	第2章 株 式 (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,200</u> 万株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,000</u> 万株とする。
<u>2. 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</u>	(削除)
<u>普通株式 2,000万株</u>	
<u>A種優先株式 200万株</u>	
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当社の普通株式の単元株式数は、 <u>100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。</u>	第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株とする。</u>
第8条～第12条 (条文省略)	第8条～第12条 (現行どおり)
第2章の2 A種優先株式 (A種優先配当金)	(削除)
第12条の2 (条文省略) (残余財産の分配)	(削除)
第12条の3 (条文省略) (議決権)	(削除)
第12条の4 (条文省略) (金銭を対価とする取得請求権)	(削除)
第12条の5 (条文省略)	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(金銭を対価とする取得条項)</u>	
第12条の6 (条文省略)	(削除)
<u>(株式の分割、併合等)</u>	
第12条の7 (条文省略)	(削除)
<u>(譲渡制限)</u>	
第12条の8 (条文省略)	(削除)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)
<u>(種類株主総会)</u>	
第18条の2 (条文省略)	(削除)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条～第33条 (条文省略)	第19条～第33条 (現行どおり)
第5章 監査等委員会	第5章 監査等委員会
第34条～第37条 (条文省略)	第34条～第37条 (現行どおり)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第38条～第40条 (条文省略)	第38条～第40条 (現行どおり)
第7章 計 算	第7章 計 算
第41条～第44条 (条文省略)	第41条～第44条 (現行どおり)
附則	附則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2024年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	2024年6月26日(予定)

以上